

知的財産高等裁判所設置法(試案)

2003年1月10日

- 第一章 総則
- 第二章 知的財産高等裁判所の設置
- 第三章 構成、知財裁判官及び裁判権等
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、知的財産基本法第15条に定める訴訟手続の一層の充実及び迅速化、裁判所の専門的な処理体制の整備を図るため、知的財産高等裁判所の設置並びに裁判権その他の権限を定めるとともに、これを遂行するために必要な組織を定めることを目的とする。

第二章 知的財産高等裁判所の設置

(設置)

第二条 裁判所法第2条第1項に規定する下級裁判所として、知的財産高等裁判所を設置する。

2 知的財産高等裁判所の長は、知的財産高等裁判所長官(以下「長官」という。)とする。

第三章 構成、知財裁判官及び裁判権等

(構成)

第三条 知的財産高等裁判所は、知的財産高等裁判所長官及び次条に規定する相応な員数の知財判事でこれを構成する。

(知的財産高等裁判所長官及び知財判事の任命資格)

第四条 知的財産高等裁判所長官は、裁判所法第42条第1項による者の中からこれを任命することができる。

2 知財判事は、裁判所法第42条による者のほか、左の各号に掲げる職の一若しくは二以上に在つてその年数を通算して5年以上になる者の中からこれを任命することができる。

- 一 大学の理学、工学、医学など理工学の教授又は助教授
- 二 特許庁審査官、特許庁審判官
- 三 知財弁護士、弁理士

(合議制)

第五条 知的財産高等裁判所は、裁判官の合議体でその事件を取り扱う。ただし、法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定があるときは、その定に従う。

2 前項の合議体の裁判官の員数は、3人とし、そのうち1人を裁判長とする。ただし、左の各号の訴訟については、大法廷において行う。

- 一 法令の解釈適用について、判例を統一する必要があるとき。
- 二 その他必要と認めるとき。

(裁判権)

第六条 知的財産高等裁判所は、左の事項について裁判権を有する。

- 1 知的財産基本法第2条第2項で定める知的財産権に関する裁判についての地方裁判所の第一審判決に対する控訴
- 2 現行特許法第178条第1項、実用新案法第47条第1項、意匠法第59条第1項及び商標法第63条第1項に係る訴訟の第一審

(上告)

第七条 最高裁判所に上告することを妨げない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から3月以内に施行する。